



持続可能な開発目標「SDGs」のために、私たちが今日からできることは？

近年耳にする機会が多くなってきた「SDGs（エスディーゼズ）」。Sustainable Development Goals（＝持続可能な開発目標）の略称で、地球環境を守り、貧困や差別のない社会を作り、共存しながら持続的に経済成長して、世界中のすべての人が豊かに暮らせる未来を作ることをめざした国際目標です。「飢餓をゼロに」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などをはじめとした17項目の目標が設定されており、2030年までに達成することをめざしています。

こうした大きな目標に対して、私たち個人ができることのひとつが「選んで買うこと」。消費者の購入活動は、企業や国を動かす大きな力となりうるものです。だからこそ、どんな人がどんな環境で作っているのかわかったうえで、さまざまな社会問題に配慮された商品を選ぶことが、SDGsの達成に向けた大きな貢献となります。

まずは、日常生活でよく購入する次のような食料品や日用品の選び方を見直してみませんか？

1. コーヒー

コーヒーの生産現場では、コーヒー農家の過酷な労働環境、森林伐採、多量の農薬使用など、さまざまな社会問題が深刻化しています。そうした問題の解決につながるのが、環境保護や生産者支援などを行う非営利団体や第三者機関の「認証マーク」がついたコーヒーを選ぶことです。「国際フェアトレード認証（公正な価格、安全な労働環境、生物多様性の保全などの国際フェアトレード基準を満たしている）」や「有機JASマーク（農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産されている）」「バードフレンドリー（環境と渡り鳥にやさしい有機栽培のコーヒー）」「レインフォレスト・アライアンス（森林保護や農園労働者の人権保護などの基準を満たした農園で生産されている）」などがあります。

2. チョコレート

チョコレートの原料はカカオであり、日本に輸入されるカカオの7割はガーナ産。そのガーナでは、貧困から5人に1人の子供がカカオの収穫などの児童労働に従事しており、教育を受けられない状況にあります。そんなガーナの子供たちを支援するために、児童労働を禁止している「国際フェアトレード認証」のマークがついたチョコレートを選んでみましょう。大手菓子メーカーからも同認証マークがついたチョコレートが販売されているなど、手に入れやすくなっています。

3. ティッシュペーパーなどの紙製品

紙の原料は木（パルプ）であり、木材を調達するために原生林を切り開いて植林され、人工林となったために自然の生態系が失われたケースが少なくありません。そこでチェックしたいのは、自然の森や生物を守るべく適切に管理された森林資源で作られたことを認証する「FSC認証」です。「FSC認証」マークの入ったティッシュペーパーやトイレットペーパー、コーヒーフィルターのほか、パッケージなどにFSC認証の紙材を利用している食品なども多くあります。

4. 洗剤・せっけん・シャンプー

洗剤や食品など、さまざまな商品の原料となっている植物油。その代表といえる「パーム油」は、アブラヤシの実から抽出されますが、そのアブラヤシ農園を作るために多くの熱帯の森林が伐採され、気候変動に影響をおよぼすなどの深刻な問題を生み出しています。そこで、こうしたさまざまな問題を回避した「持続可能なパーム油」であることを示す「RSPO認証」マークの付いた商品を選んでみましょう。洗剤やせっけん、シャンプーなどのほか、インスタント麺、カップ麺などにもRSPO認証マークのついた商品が登場しています。

そのほか、輸入製品よりも国産製品、できれば地元で生産された製品を選ぶことで、製品運搬にかかるCO2排出量の削減ができます。売り上げの一部が子供の貧困支援などに寄付される商品や、障がい者の支援になる商品などを選ぶこともおすすめです。

まずは今日の買い物からひとつでもいいので、「SDGsへの貢献」を見つけてみてください。

以上

※掲載内容の無断転載を禁じます



安全運転アドバイス



信号を守って走行することは、交通の安全と円滑な交通の流れを確保するうえで不可欠のことですが、信号を守るためには、信号の意味を正確に知っておくことも重要です。そこで今回は、信号の意味をまとめてみました。

1. 青色の灯火

- （1）歩行者は、進むことができます。
- （2）軽車両を除く車両及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができます。ただし、二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進行すべき方向の信号が青になるのを待ちます。
- （3）軽車両（自転車や荷車など）は、直進し、左折することができます。右折については、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進行すべき方向の信号が青になるのを待ちます。
※青色の灯火は「進むことができる」であり、「進め」ではありません。交差点付近で緊急車両が接近してきた場合や、前方の混雑等により交差点に進入すると交差点内で停止することになり、それによって交差点道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、青色の灯火であっても、交差点に進入することはできません。

2. 黄色の灯火

- （1）歩行者は、道路の横断を始めてはいけません。また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終るか、又は横断をやめて引き返さなければなりません。
- （2）車両と路面電車は、停止位置を越えて進行してはいけません。ただし、黄色の灯火の信号が表示されたときにおいて停止位置に近づいているため安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。すなわち、黄色の灯火は「注意して進め」ではなく、安全に停止することができるのであれば「止まれ」ということになります。
※「安全に停止することができない場合」とは、停止しようとする急ブレーキとなり、次のような危険が発生するおそれがある場合とされています。
①後続車に追突される。
②スリップしたり横断する。
③同乗者に危険を与える。

3. 赤色の灯火

- （1）歩行者は、横断してはいけません。
- （2）車は、停止位置を越えて進んではいけません。
- （3）交差点において既に左折している車両等は、左折方向の信号が赤でも、そのまま進むことができます。
- （4）交差点において既に右折している車は、右折方向の信号が赤でも、そのまま進むことができます。この場合、青色の灯火に従って進んでくる車の進行妨害をしてはいけません。
- （5）軽車両や二段階の右折方法により右折をする原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点において停止していなければなりません。

4. 青色の灯火の矢印

- （1）車は、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができます。
- （2）右向き矢印の場合は、転回もできます（道路標識等で転回が禁止されている場所を除く）。
- （3）右向き矢印の場合、軽車両や二段階の右折方法により右折をする原動機付自転車は進むことができます。

5. 黄色の灯火の矢印

- （1）路面電車は、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができます。
- （2）黄色の灯火の矢印は路面電車の信号であり、歩行者や車は進んではいけません

6. 黄色の灯火の点滅

- （1）歩行者と車は、他の交通に注意して進行することができます。

7. 赤色の灯火の点滅

- （1）歩行者は、他の交通に注意して進行することができます。
- （2）車や路面電車は、停止位置において一時停止しなければなりません。
※一時停止するのは、安全確認をするためです。一時停止して周囲の安全確認をしっかりと行ってから進むようにします。

以上

取扱代理店 株式会社 ジェイ・アイ サービス
 〒160-0022
 東京都新宿区新宿1-1-5
 サカエ御苑ビル901
 TEL：03-3355-1131

引受保険会社 三井住友海上火災保険
 東京南支店 第二支社
 〒103-0027
 東京都中央区日本橋3-1-6
 あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル
 TEL：03-5299-7662
 FAX：03-3278-3788